

議案第58号

兵庫県市町交通災害共済組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和4年3月31日限り兵庫県市町交通災害共済組合を解散することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

令和3年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散するものです。

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に係る協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、豊岡市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町及び新温泉町は、兵庫県市町交通災害共済組合の解散について下記のとおり定めることについて協議する。

令和 年 月 日

朝来市長 藤 岡 勇

令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合は、解散する。